

久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、所有者が不在若しくは不明である空き家が、周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、管理不全化抑制による住環境の改善を図るため、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）に基づく財産管理制度等を活用する者に対して、久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 所有者不在等空き家 所有者が不在若しくは不明である市内にある空き家をいう。
- (2) 財産管理制度等 法第264条の2及び法第264条の8に規定される財産管理制度をいう。
- (3) 申立人 所有者不在等空き家を取得することを目的に、不動産の所在地を管轄する地方裁判所に管理人等請求を行う者をいう。
- (4) 管理人等 申立人の請求により不動産の所在地を管轄する地方裁判所が選任する者で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法第264条の2第1項の規定による所有者不明土地管理人
 - イ 法第264条の8第1項の規定による所有者不明建物管理人

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、財産管理制度等を活用し、管理人等に所有者不在等空き家の処分等を行わせる意思のある申立人とする。

(補助金の交付対象となる空き家)

第4条 補助金の交付対象となる所有者不在等空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 公共事業等の補償の対象となっていないもの。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等又は空家特措法第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当し、かつ、市が把握しているもの。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表第1により算出して得た額とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、第4条に掲げる全ての要件を満たしている場合に限り申請

できるものとし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となる業務委託契約に係る見積書の写し
- (2) 補助対象空き家の写真及び位置図
- (3) 本人確認書類の写し
- (4) 誓約書（第2号様式）

2 前項の各号で規定する書類以外に、次に掲げる書類の提出が必要な場合は、前項の交付申請書に添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書の写し
- (2) 役員名簿（規則第14号様式）
- (3) 委任状（参考様式1）

（補助金交付の適否の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定する。この場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の決定を行うに当たって申請者が規則第2条の2に規定する排除対象者に該当することが確認できたときは、当該補助金の交付の申請を却下する決定を行うものとする。

（決定または却下の通知）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、第7条第2項の規定により補助金の交付をすることが不相当と認めるときは、速やかに補助金交付申請却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業の完了報告）

第9条 この補助金の交付決定を受けた申請者は、事業完了後速やかに完了報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる全ての書類を添えて、市長に提出しなければならない。

なお、交付決定のあった年度の2月末日までを報告の最終締切とする。

- (1) 久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金事業報告書（第6号様式）
- (2) 申立書の写し
- (3) 申立受理証明書の写し
- (4) 業務委託契約書の写し
- (5) 支出額の根拠となる書類の写し

2 前項の各号で規定する書類以外に、次に掲げる書類の提出が必要な場合は、前項の実績報告書に添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家の売買契約書の写し

(2) 登録免許税を納付したことがわかる書類の写し

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等確定通知書(規則第11号様式)により申請者に通知するものとする。ただし、第7条第2項の規定により交付の決定をした補助金の額(規則第12条第1項第4号の規定により補助金の額を変更した場合にあっては、当該変更した後の額)と確定した額とが同額の場合は、これを省くことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年9月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

| 区分 | 交付要件 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|-----|---------------------------------|--|--------------------------|
| 基本額 | 財産管理制度等を活用した所有者不在等空き家の処分等であること。 | ・裁判所に支払った申立手数料(※) 対象：収入印紙代等 ※予納金は補助対象経費としない。 ・弁護士、司法書士、不動産鑑定士等への業務委託料 ・登記手続きに係る登録免許税 | 補助対象経費の2分の1以内の額(20万円を上限) |

久留米市長 あて

(申請者) 住 所 :

ふりがな

代表者又は氏名 :

(生年月日 : 年 月 日)

電話番号 :

補助金交付申請書

年度久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用事業について、補助金の交付を受けたいので、久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金交付要綱を承知の上、添付書類を添えて下記のとおり申請します。

記

| | |
|-------------------|---|
| 1 補助事業の名称 | 久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用事業 |
| 2 補助事業の着手・完了予定年月日 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 3 補助事業の目的 | 所有者不在空き家の取得のため |
| 4 補助金の交付申請額 | <input type="checkbox"/> 200,000円 <input type="checkbox"/> 円 ※対象経費の2分の1（上限20万円） |
| 5 その他特記事項 | |

■所有者不在等空き家の概要

| | |
|-----|------|
| 所在地 | 久留米市 |
|-----|------|

第2号様式（第6条関係）

久留米市長 あて

誓約書

私は、久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金の交付申請にあたり、次に掲げる事項について誓約します。

また、久留米市が誓約した事項を確認するために、私の個人情報を関係機関への照会等に利用することに同意します。

記

1. 補助事業の実施にあたっては、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）および久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金交付要綱の規定を遵守すること。
2. 久留米市暴力団排除条例（平成22年久留米市市条例第19号）第2条に規定する暴力団員でない者又は第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
3. 所有者不在空き家の取得手続きに伴って生じたトラブルや、関係権利者、その他の関係者等との間で生じたトラブル等について、市に一切の責任を求めないこと。

年 月 日

住所

氏名

殿

久留米市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった 年度久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金については、下記のとおり交付することに決定したので久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

| | |
|-------------|-------------------------|
| 1 補助事業の名称 | 久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用事業 |
| 2 補助金の交付予定額 | |
| 3 特記事項 | |

殿

久留米市長

補助金交付申請却下通知書

年 月 日付をもって申請のあった 年度久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用事業に係る補助金の交付申請については、下記の理由により却下したので、久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

| | |
|-----------|-------------------------|
| 1 補助事業の名称 | 久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用事業 |
| 2 却下理由 | |
| 3 特記事項 | |

久留米市長 あて

（申請者）住 所：

ふりがな

氏 名：

電話番号：

完了報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた
事業が完了しましたので、久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金交付
要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| | |
|-------------|---|
| 1 補助事業の名称 | 久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用事業 |
| 2 補助事業の実施期間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| 3 添付書類 | <ul style="list-style-type: none">・久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金事業報告書・申立書の写し・申立書受理証明書の写し・業務委託契約書の写し・支出額の根拠となる書類の写し (必要に応じて)・補助対象空き家の売買契約書の写し・登録免許税を納付したことが分かる書類の写し |

（備考）

- ・補助金の支払い予定日は、請求書提出のおよそ30日後となります。

第6号様式（第9条関係）

久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用補助金事業報告書

■所在地：久留米市

■財産管理制度活用実績

| | |
|---|--|
| □ | 上記物件に係る、所有者不明土地建物管理人の申立てを行いました。 ・ 年 月 日 福岡地方裁判所久留米支部へ申立て ・ 年 月 日 受理 ・ 不受理 ・ 年 月 日 管理人選任 |
| □ | 上記物件の売買契約が成立しました。 ・ 年 月 日 契約 |

■補助所要額

| 対象経費の 支出額 | 寄付金その他 収入予定額 | 差引額 | 補助基準額 | 補助上限額 | 確定額 |
|--------------|-----------------|---------|-----------|---------|-----|
| ① | ② | ③ (①-②) | ④ (③×1/2) | ⑤ | ⑥ |
| | | | | 200,000 | |

(記入上の注意)

- ⑥欄は、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

■事業実績

| 支出日 | 支出項目 (内容) | 支出額 |
|-----|-----------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 小計 | | |

(参考様式1)

委任状

【代理者】

【氏名】

.....

【郵便番号】

.....

【住所】

.....

【電話番号】

.....

上記の者を代理人と定め、久留米市空き家管理に係る財産管理制度等活用事業による補助金交付手続きに関する権限を委任する。

年 月 日

【委任者（申請者）】

【氏名】

.....

【郵便番号】

.....

【住所】

.....

【電話番号】

.....